

通信サービスの料金その他の提供条件に係る検討状況

2 0 1 4 年 5 月 3 0 日

ICTサービス安心・安全研究会
消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG

1. ①番号ポータビリティを利用した新規契約者への高額キャッシュバックが行われていること、②携帯電話事業者の料金体系が画一的で利用者の多様なニーズに対応しきれていないことについて、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」において、アドホック会合を開催し、検討を行うこととされた。
2. アドホック会合は、これまで2回開催。
 - 第1回会合(本年5月20日)では、アドホック会合の検討課題である、①販売奨励金等、②SIMロック解除、③モバイルサービスの料金体系、それぞれの現状について、事業者からのヒアリング及び自由討論を行った。
 - 第2回会合(本年5月26日)では、上記の検討課題について、論点整理を行った。
3. 各論点についての主な議論は以下の通り。
 - ① 販売奨励金等
 - ✓ 利用者への高額キャッシュバックは、利用者間の不公平を拡大するものであり、是正すべき。
 - ✓ 是正に当たっては、直接規制するのではなく、販売奨励金に係る透明性の確保や、モバイル通信分野における競争環境の整備によって対処されるべき。
 - ② SIMロック解除等
 - ✓ 現在の「SIMロック解除に関するガイドライン」では、事業者の取組が進んでいないことを踏まえ、SIMロックの解除を促す方法を検討すべき。
 - ✓ 携帯電話事業者が担ってきた端末のアフターケアやフィルタリング等の青少年保護対策をだれが担うのかといった課題を認識すべき。
 - ③ モバイルサービスの料金体系
 - ✓ 携帯電話事業者が利用者の利用量の平均や分布を踏まえた多様な料金プランを提供することが望ましい。
 - ✓ 総務省においては、利用者ごとのデータ通信量の実態について把握すべき。

1 これまでの開催状況

2014年3月20日	WG(第2回)	<p>➤ アドホック会合の開催を決定 検討課題:(1)販売奨励金等の在り方、(2)利用者のニーズを踏まえた料金体系の実現</p>
2014年4月17日	WG(第3回)	<p>➤ 事業者等からのヒアリング 対象者:NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、ティーガイア、テレコムサービス協会MVNO委員会 ※ その他、全国消費生活相談員協会、NTT東日本、NTT西日本からも意見を聴取。</p>
2014年5月20日	アドホック会合(第1回)	<p>➤ 通信サービスの料金その他の提供条件の現状について 主なトピック:(1)我が国のモバイル市場における競争状況、(2)販売奨励金等、(3)SIMロック解除、(4)モバイルサービスの料金体系 ※ 会合には、事業者等も出席し、必要に応じて質疑応答を実施。</p>
2014年5月26日	アドホック会合(第2回)	<p>➤ 通信サービスの料金その他の提供条件について(論点整理) 論点:(1)販売奨励金等、(2)SIMロック解除等、(3)モバイルサービスの料金体系</p>

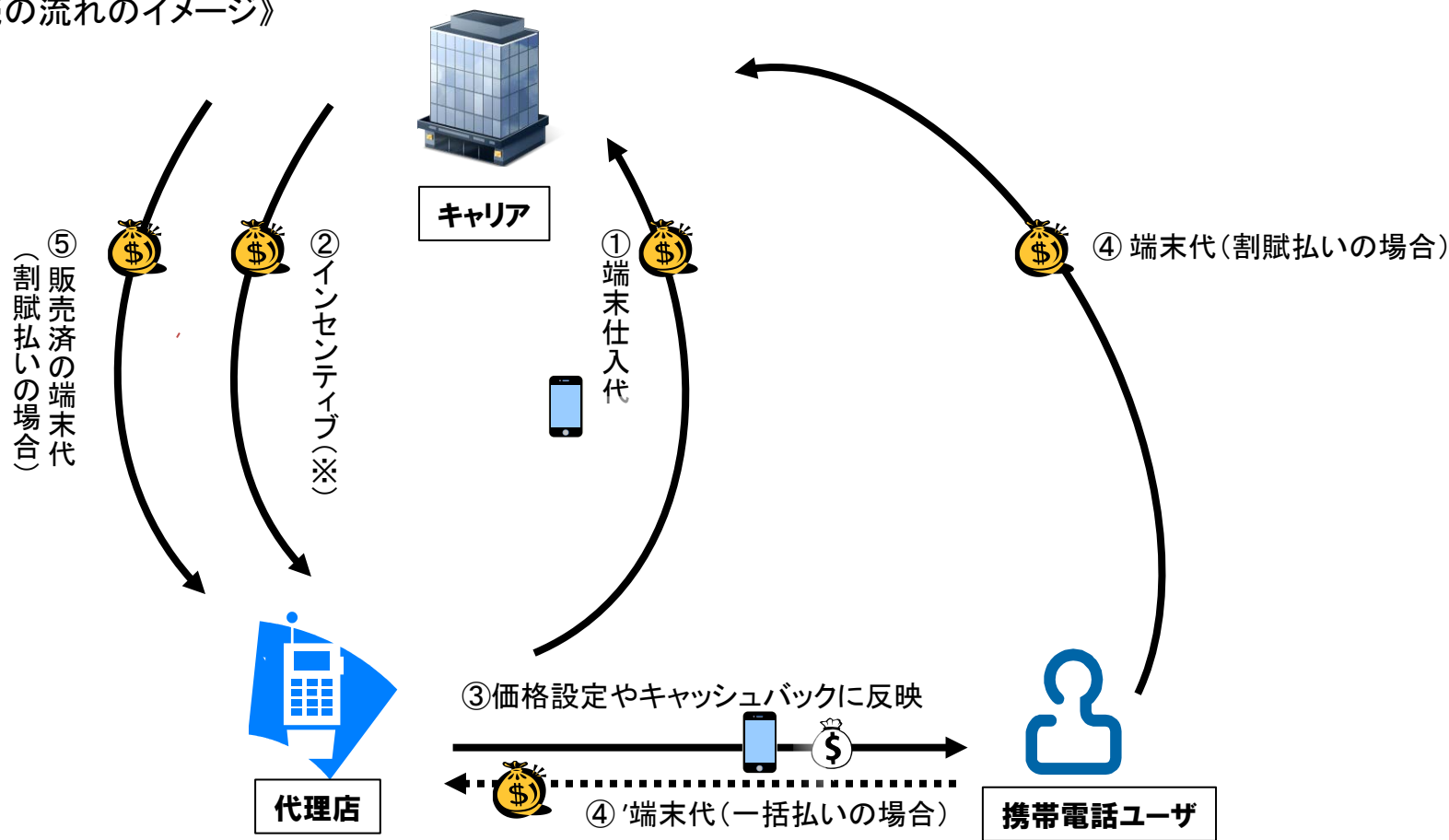
2 今後の予定

アドホック会合での論点整理の議論について、6月～7月を目途に、WGとしての中間的取りまとめに反映。

携帯端末販売の流れのイメージ

携帯電話の利用者に対するキャッシュバックは、主に携帯電話事業者から販売代理店に支払われるインセンティブ等を原資として、販売代理店から行われているもの。

《携帯端末販売の流れのイメージ》



※ 二次代理店に卸す場合あり

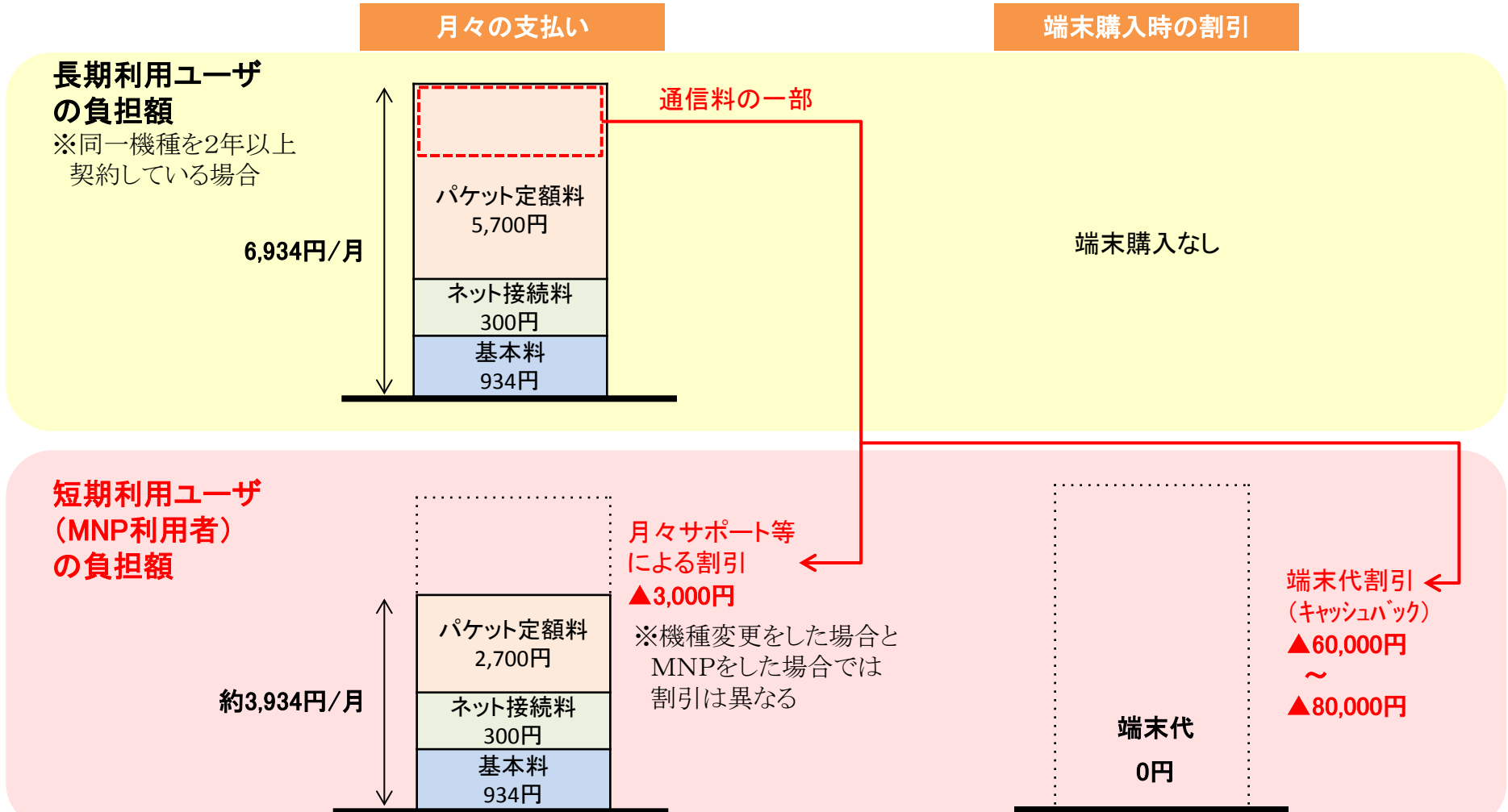
※ インセンティブの種類

機種に関わらず新規契約等の成約後に支払われるもの、一定の数量を超えた契約を獲得すると上乗せされるもの、販売機種毎に上乗せされるもの、契約した利用者の継続年数に応じたもの、MNPにより獲得した契約に対するものなど、携帯各社の経営判断により細かく設定されており、時期によって異なるもの。

キャッシュバックに係る料金負担のイメージ

- 短期間で携帯電話事業者を乗り換えるユーザ(MNP利用者※)は、長期間にわたり同一事業者で同一端末を利用する利用者と比較して、毎月の支払額(月々サポート等による割引)及び端末の購入代金相当額分(キャッシュバック)の双方において、優遇されている状況にあったとされる。
- これらのコストは、長期利用ユーザが負担している通信料の一部で賄われる状況にあったことが指摘されている。

※平成25年度のMNP利用数合計は、657万件。



(金額は税抜)

(出典)総務省作成

□ 販売奨励金等の現状について、どのように考えるか。

（主な意見）

- 多額のキャッシュバックは、①利用者の囲い込みにより競争をいびつにし、②長期利用者との不公平性を拡大するものであり、③MVNOの参入を困難にする点で問題。[WG2回・北構成員、長田構成員]
- キャッシュバックは、最新・高機能のスマートフォンを低負担で買い替えられるという点では利用者にとってプラスという側面もあった。[WG2回・北構成員]
- キャッシュバックは、事業者間の差別化要因が希薄化したことが最大の要因。月次純増数やMNP純増数がKPIとして用いられる限り復活する。[WG2回・北構成員]
- 自分が利用する端末の使い勝手を変えたくないという理由で2年を超えて同じ端末を使い続ける人はいる。こうした長期利用者が不利益を受けないようにすべき。[アドホック2回・木村構成員]

□ 販売奨励金等の適正化のため、何らかのルールを導入することが必要か。

（主な意見）

- 販売奨励金等を直接規制するとなると、規制のコストは大きくなるものであり、慎重であるべき。[アドホック2回・舟田構成員]
- SIMロック解除等をあわせて、モバイル通信市場の競争環境の整備によって解決すべき。[アドホック2回・新美主査、原田構成員、舟田構成員、若林構成員]
- 販売奨励金等の状況について、透明性確保のための取組が必要。[アドホック2回・宍戸構成員]

□ 利用者に対するキャッシュバックについて、適切な説明が必要ではないか。

（主な意見）

- キャッシュバックの内容については、利用者に対してきちんと説明をすべき。[アドホック2回・平野主査代理]

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- ✓ 携帯電話事業者が発行する、利用者が**通信サービスを受けるためのICカード**で、携帯電話端末に挿して利用。
- ✓ SIMカードには電話番号などの**契約者情報(※)**が記録されており、携帯電話端末を**ネットワークに接続する際の認証**に用いられる。
- ✓ 日本では、携帯電話事業者が、**端末にあらかじめ自社のSIMカードを挿して販売するのが一般的。**

※ SIMカードに記録されている情報： 加入者の電話番号、国際携帯電話加入者識別番号 (IMSI: International Mobile Subscriber Identity)

SIMロック

- ✓ 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等) **特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作**するよう端末を設定すること。それ以外のSIMカードを挿して通信を行うためには、SIMロックの解除が必要。
- ✓ 利用者が携帯電話事業者を移る際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、**新たに端末を購入する必要がある**。このため、SIMロックの存在が、携帯電話事業者が利用者に対して自社への乗り換えを促すために、**端末購入代相当分をキャッシュバックする商慣行の一因**となっていると指摘されている。
- ✓ 海外渡航時、国際ローミングよりも低廉な通信料金で通信できる手段として、現地の携帯電話事業者のSIMを使用する方法があるが、SIMロックのかかった端末では**海外で現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えても通信できない**。



1. SIMロック解除の状況

NTTドコモ

- ✓ 2011年4月1日以降に発売されたiPhone以外の端末(スマートフォンも含む)においてSIMロック解除可能
- ✓ iPhoneはSIMロック解除不可
- ✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)

KDDI

- ✓ 3Gについては、他社と通信規格が異なるため互換性無し
- ✓ iPhoneも含め、他社のSIMを差し替え不可

ソフトバンクモバイル

- ✓ 2011年4月1日以降、3機種 of SIMロック解除対応端末を発売
- ✓ iPhoneはSIMロック解除不可
- ✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)

イー・アクセス

- ✓ 2013年度に発売された5機種のうち、2機種がSIMフリー端末

2. SIMカード単体発売

- ・携帯電話事業者では、NTTドコモ、ソフトバンク、イー・アクセスが販売
- ・MVNOでは、日本通信、NTTコミュニケーションズ、ビッグロブ、IIJ、ソネット、フリービット等が販売

3. SIMフリー端末

- ・2010年～: 「Nexus」シリーズの発売(Google社)
- ・2013年11月: iPhoneのSIMフリー版を発売(Apple社)
- ・2013年11月: 格安SIMフリースmartフォン「Freetel」(プラスワン・マーケティング)
- ・2014年3月: 台湾コヴィア製スマートフォン「Flea Phone」シリーズ((株)コヴィア等)
- ・2014年4月: 子供用SIMフリースmartフォン「ポラスマ」(クロスリンクマーケティング)

- 日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約から一定期間経過後にはSIMロック解除に依拠している。
- なお、英国、ドイツなどの国ではSIMロック解除に関する規律は存在しないものの、フランスや米国、韓国ではSIMロック解除に関する規制を設けている。

	SIMロック解除に関する規制等 (規制内容)	備考
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件の下SIMロックを施すことが認められている(ARCEP決定)。 ①契約者はいかなる時点においてもSIMロック解除を要求可能 ②拘束期間満了後あるいは遅くとも契約締結から6ヶ月経過後は無償でSIMロック解除方法を通知 ・事業者団体と政府との合意により、同団体所属事業者は契約締結から3ヶ月経過後は無料でSIMロック解除方法を通知する旨表明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結から3ヶ月に満たない時期に解除する場合には手数料を徴収する事業者が多い(一例として€76)。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年に実施された700MHzオークションでは、700MHz高帯域のCブロックにネットワークアクセスする場合の条件としてSIMロック禁止を規定(FCC規則27.16条) ・2013年12月、事業者団体CTIAが消費者のための行動規範を改定し、SIMロック解除に関するFCCとの合意事項を追加。2014年2月適用。(※1) 	<p>※1: 2014年5月より一部の端末について、解約時に無料でSIMロックを解除できる。 (ポストペイドの場合、①契約期間満了後、②端末込契約満了後、③早期解約料支払後のいずれか、プリペイドの場合、最初に使用してから一定期間後(最長1年)に解除可能。)</p> <p><現在の解除条件の例> 【AT&T】60日経過後解除可能、手数料無料 【T-Mobile】40日経過後解除可能、手数料無料</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年7月からW-CDMA端末でのSIMロック解除を義務化。 ・義務化に先立ち2008年3月に「電気通信事業用無線設備技術基準」及び「電気通信設備の相互接続基準」を改正。 ・2013年11月、「電気通信設備の相互接続基準」を改定し、SIMロック解除の対象をLTEに適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも解除可能、手数料無料。

- 携帯電話事業者が販売する端末に係るSIMロック等（国内ロック、APNロック、海外ロック）の解除についてどのように考えるか。

（主な意見）

- キャリアが利用者に対して強度の拘束をかけすぎていることが問題。キャリアが利用者を囲い込んでいるのは非常に硬直的な市場構造であり、SIMロック解除により利用者はもっと自由な選択ができることが大事。
[アドホック会合2回・舟田委員]
- SIMロックが一般的な現在の環境下においては、通信サービスのクーリングオフに当たって、端末のクーリングオフも一緒にさせるべき。[WG4回・長田構成員、森構成員]
- SIMロックを解除すると、端末のアフターケアを行ってきたMNOの役割がどうなるかという問題が出てくる。
[アドホック会合2回・北構成員]
- これまで、MNOに対して、青少年保護の問題等の競争外の社会的問題についての責務を寄せてきたが、SIMロック解除が進むと、そこも変わっていくことは認識する必要があるのではないか。[アドホック会合2回・宍戸構成員]
- 2020年の五輪を見据え、海外との関係性を考えると、APNロックや海外ロックは今までの議論とは別のロジックで解除を求めることも考えるべき。[アドホック会合2回・関口構成員]

- 携帯電話事業者が販売する端末について、当初よりSIMフリーであるべきか。合理的な理由がある場合に、SIMロック等をかけることは適当と考えるか。
- SIMロックを許容するとした場合、携帯電話事業者はSIMロック解除にどのように対応すべきと考えるか。
- SIMロック解除にかかる手続き等について、どのように考えるか。

（主な意見）

- 仮に来店不要として、電話等の遠隔操作で対応できるようにしても、事業者側も囲い込みのための手立てを色々考えるかもしれない。[アドホック会合2回・平野座長代理]
- 店舗に行かなくてもいい方法があるのであれば、そうした取組も考えられるのではないか。[アドホック会合2回・原田構成員]

- 現状は、一部の事業者についてSIMロック解除がされていないなど、対応が限定的であることを踏まえ、SIMロック解除について、より実効性が高いルールを導入することが必要と考えるか。

(主な意見)

- マーケット任せにしているSIMフリーにしようという話にはなかなかならないものであり、現状を前提とする限り、規制するしかないのではないのではないか。[アドホック会合1回・森構成員]
- 競争環境の整備により対応すべきであると考えますが、競争環境を硬直的にするSIMロックについてはもう少し強い規制があってもいいかもしれない。[アドホック会合2回・原田構成員]
- これまでは単なるガイドラインでは実現できなかったものであり、今回は一定のルールを定めるべきということではないか。[アドホック会合2回・舟田構成員]

- 利用者の囲い込みを行うため、利用期間付き契約(通常2年間の契約期間)が提供されていることについて、どのように考えるか。

(主な意見)

- 2年契約では、契約更新月のみ違約金がかからないが、更新月を過ぎると2年以上経過していても違約金を支払わなければならないというのはどうか。また、より長く契約をしていただく方がよいのであれば、2年以上の契約があってもよいのではないか。[アドホック会合1回・長田構成員]
- 2年契約をして、海外渡航に伴って解約する場合も違約金を支払うというのはいかがかと思った。[アドホック会合2回・平野主査代理、宍戸構成員]
- 2年契約をした最初の2年間はわかるが、その後、再び2年契約として自動更新をするのはいかがか。[アドホック会合2回・原田構成員、森構成員]

- 携帯主要3事業者の「定額データ通信料金」は、7GB上限メニューが基本。
 ⇒ 利用者の利用実態(ユーザ1人当たりの平均通信量は約2GB/月)に応じた料金プランは限定的。

通常のデータ定額料金

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは5,200円/月)
KDDI(au)	LTEフラット	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)

携帯電話事業者の提供する割安料金プラン

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ ライト	4,700円	月3GBの容量制限 (2012年10月～)
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォンforジュニア」向け
KDDI(au)	LTEフラット(スマートバリュー適用時)	4,767円	月7GBの容量制限 (提携する固定通信サービスの利用(注1)による割引適用時。 加入から2年間は、4,290円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマホ」(3Gのみ)向け

注1 利用料金:3,900円/月～5,700円/月

※ 各事業者とも、平成26年4月現在の提供プラン。金額は税抜。容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる。

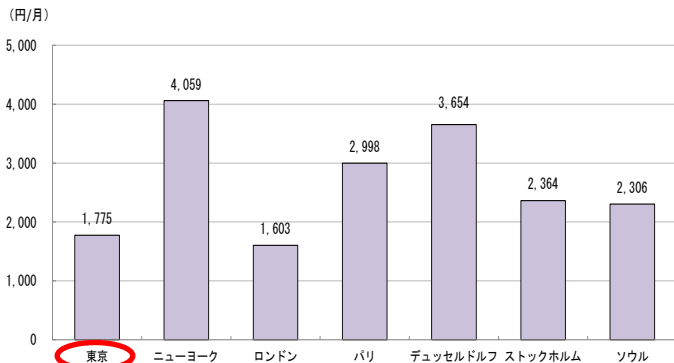
(出典:各社のホームページをもとに作成)

携帯電話

- フィーチャーフォン —— 音声のみ利用 (NTTドコモ・3G)
 - ◆ 音声月92分…2番目に低廉な水準
- スマートフォン —— 音声・メール・データ利用 (NTTドコモ・LTE)
 - ◆ 一般ユーザ (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月1.6GB)
 - … 3番目に高い水準
 - ◆ ライトユーザ (データ低利用ユーザ) (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月500MB)
 - … 最も高い水準

フィーチャーフォン

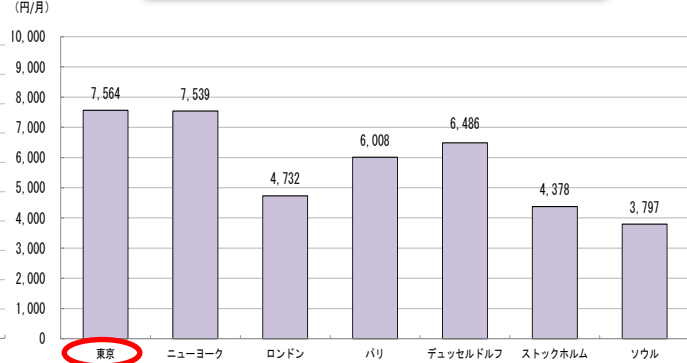
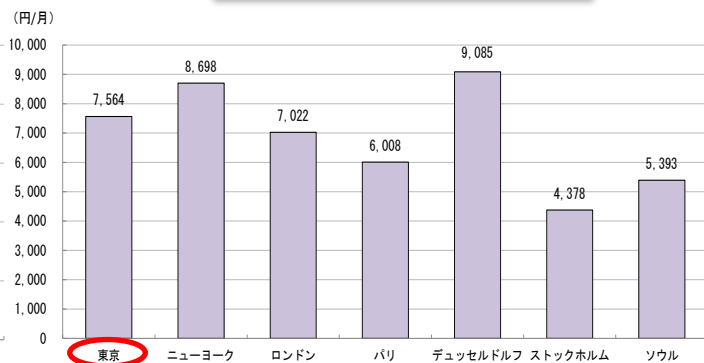
(音声のみ)



スマートフォン

一般ユーザ (1.6GB)

ライトユーザ (500MB)



(※) 音声は「平成23年度通信量からみた我が国の通信利用状況」(総務省、2012年)等、メールは「2012年度携帯電話の利用実態調査」(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 移動通信委員会、2012年)、データは「無線LANビジネス研究会報告書(総務省、2012年)」及びOECDモデルの区分にしたがって設定。

諸外国におけるスマートフォン(LTE)プラン(月額)

- 諸外国では概してデータ通信量に応じた多様な料金プランが設定されているが、現在、日本では月3GB未
満や3~7GBの料金が設定されていない。
- なお、月7GB以上の料金については、我が国は必ずしも高くない。

(単位:円、税抜)

事業者	基本 使用料	250MB	500MB	1GB	2GB	3GB	4GB	5GB	6GB	7GB	8GB	9GB	10GB	...	備考
日本 (NTTドコモ)	743 ^{※1}	-	-	-	-	4,700 (6,410)	-	-	-	5,700 (7,410)	-	8,200 (9,910)	10,700 <1GB> (12,410)	-	※1 ・別途ネット接続料300円及び通 話料が必要。 ・括弧内は基本料、ネット接続料、 自網内通話無料(667円)を加算。 他網への通話料は別途必要。
	新プラン 2,700 ^{※2}	-	-	-	3,500 (6,500)	4,500 (7,500)	-	5,000 (8,000)	6,000 (9,000)	7,000 (10,000)	8,000 (11,000)	9,000 (12,000)	9,500 (12,500)	22,500 <30GB> (25,500)	※2 ・別途ネット接続料300円必要。 ・国内通話無制限。 ・括弧内は基本料、ネット接続料 を加算。
米国 (VERIZON)	4,104 (\$40)	1,539 (\$15) (5,643)	3,078 (\$30) (7,182)	4,104 (\$40) (8,208)	5,130 (\$50) (9,234)	6,156 (\$60) (10,260)	7,182 (\$70) (11,286)	-	8,208 (\$80) (12,312)	-	9,234 (\$90) (13,338)	-	10,260 (\$100) (14,364)	23,085 (\$225) <30GB> (27,189)	・250MB~50GBまで計17段階選 択可 ・国内通話無制限 ・括弧内は基本料を加算。
英国 (EE)	-	-	5,545 ^{※3} (£37.49)	-	6,162 (£41.66)	-	-	6,778 (£45.83)	-	9,248 (£62.5)	-	-	11,703 (£79.1)	-	・国内通話無制限 ※3 通話1,000分まで無料。
仏国 (Orange)	-	-	2,550 (€20.9)	-	-	3,365 (€27.58)	-	-	-	4,080 (€33.4)	-	-	16,320 (€133.77)	-	・国内通話無制限 ・10GBプランは端末セットプラン のみ。
独国 (T-Mobile)	-	-	4,954 (€37.73) (750MB)	6,610 (€50.34) (1GB)	9,920 (€75.55) (2.5GB)	-	-	11,028 (€83.99)	-	-	-	-	-	-	・最低100分から無料通話分があ る。
韓国 (SKTelecom)	-	-	3,267 (₩27,000) (800MB)	3,812 (₩31,500) (1.6GB)	4,659 (₩38,500) (2.6GB)	-	-	5,566 (₩46,000)	-	-	-	6,534 (₩54,000) <13GB>	7,865 (₩65,000) <18GB>	9,196 (₩76,000) <18GB>	・最低120分から無料通話分があ る。

(出典:各社のホームページをもとに作成)

- アンドロイド端末の場合における最も初期費用の安い2年契約プラン(ただし、仏国のみ12ヶ月契約)を記載。
- 日本の新料金プランについては、本年6月1日からサービス開始予定。2GB、5GBのプランについては、一人10回線まで契約可。10GB以上のプランについては、家族10人まで契約可。
- 米国の各プランについては、端末10台までデータ容量の共用が可能。
- 購買力平価(平成24年): 1米\$ = 102.6円、1£ = 147.9円、1仏€ = 122円、1€独 = 131.3円、1₩ = 0.121で計算。小数点以下四捨五入。

□ 携帯電話事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供することが必要と考えるか。

(主な意見)

- 携帯電話の料金は交渉で決まるものではなく、あらかじめ用意された料金プランの中からニーズに合ったプランを選択するのが普通。選択肢が少ないのは適当ではない。[アドホック会合1回・原田構成員]
- 月に7GB使うヘビーユーザにとってはそれほど高い料金ではないが、ほとんどのユーザがあまりデータ通信を使わないのに、割高な料金を支払っている。ヘビーユーザが得をしてライトユーザにとって損な料金になっているのは公平性の原則に反するのではないか。[アドホック会合1回・平野主査代理]
- 長期契約者への優遇、データ通信低利用者向けプラン等、利用者のニーズに合致した多様な料金体系の導入について検討が必要。[WG2回・北構成員]
- スマートフォンで7GBまでデータ通信の利用をしているユーザがどれくらいいるのか。平均的には1GBか2GBぐらいしか利用していないところであり、ニーズに応じた料金体系が必要。[WG 2回・長田構成員]
- スマートフォンの通話料金は、高止まりしているのではないか。[WG 2回・木村構成員]

□ 現在、主にデータ通信の低利用者向けのサービスを提供しているMVNOとの関係をどのように考えるか。

(主な意見)

- どのMNOもライトユーザ向けのプランを用意するよう要請することについては、MVNO振興施策とのバランスを考える必要。[アドホック会合1回・関口構成員]
- MNOとMVNOの関係は、大手航空会社とLCCの関係に似ている。端末へのアフターサービス等を勘案して、すみ分けていくということができればいいのではないか。[アドホック会合2回・北構成員]

□ 利用者の通信量に応じた多様な料金プランの在り方についてどのように考えるべきか。

(例:データ通信量に応じた多段階のプランを設定すること。その際、データ通信の利用量の平均値や利用分布を勘案すること。)

(主な意見)

- 諸外国はデータの利用量が少ないユーザ向けにはきめ細かいプランが用意されている印象。他方、我が国ではヘビーユーザにはある程度対応するプランがあり、その料金水準もあまり高いわけではないなど、プランに偏りがある。[アドホック会合1回・新美主査]
- 低利用者向けのプランは消費者により多くの選択肢を与えるものでいいと思う。[アドホック会合2回・若林構成員]

□ 利用者の一人当たりのデータ通信量の利用分布及び対応した料金プランの設定状況について、総務省として定期的に把握すべきと考えるか。

(主な意見)

- 利用者1人当たりのデータ通信量の分布については、総務省において把握・検証すべき。[アドホック会合2回・新美主査、平野主査代理、齋藤構成員、関口構成員]

□ 特にデータ通信の使用量が年々増加する一方、多くの利用者がWi-Fi等へオフロードして利用している点について、どのように考えるか。

(主な意見)

- Wi-Fi等へのオフロードがなければ、利用者当たり毎月6GB以上使われているという実態があるのならば、データ通信の毎月の平均利用量が2GBであるという議論は必ずしも有効ではないのではないのか。[アドホック会合1回・関口構成員]
- オフロード利用について議論することは重要。[アドホック会合1回・相田構成員]

- 利用者の多様な利用実態に応じた料金プランの設定についてどのように事業者の取組を促していくべきか。
- 事業者が利用者のニーズに応じた多様な料金プランを提供する場合に、利用者にとって料金体系がわかりにくくなるという懸念について、どのように考えるか。

(主な意見)

- 自網内無料通話のサービスがあっても、かかってきた通話の電話番号だけではどのキャリアからの電話かわからない。そういったことに配慮が足りないのではないか。データ通信にしても大量に使うユーザはWi-Fi通信に切り替えるなどの配慮をすべきではないか。[アドホック会合1回・木村構成員]
- 料金プランについては、分かりやすく、かつ、多様な選択肢を提供するものにしてほしい。[アドホック会合2回・平野主査代理、舟田構成員]
- 利用者が利用している通信量がどれくらいかということをわかりやすく提示することが望ましい。また、それをもとに適正な料金プランが何かをお勧めするというのもあるのではないか。[アドホック会合2回・宍戸構成員]
- 料金体系がユーザーのニーズに合わせて多様化すれば、複雑になるのは当たり前であり、シンプルにすべきというのは少し欲張りすぎだと思う。[アドホック会合2回・新美主査]